

優生保護法 を考える 市民の集い

「優生保護法」の冒頭部分

第一章 総則
(この法律の目的)
第一条 この法律
は、優生上の見地
から不良な子孫の
出生を防止する

「不良な子孫の出生を防止する」という目的で制定された旧優生保護法。この法律にもとづいて全国で約2万5000人、大分県では700人を超える方が強制的な不妊手術を受けました。被害の救済は遅れ、お詫びや損害賠償もないまま亡くなられたり、被害を知らされないまま暮らしている方が多くいます。

「生まれていい命」と「生まれてはいけない命」を選別する法律が48年間も存在したことにより差別が広がり、今も相模原事件などの深刻な差別事件を引き起こしています。

大分で今年6月に開始された「優生保護法国家賠償裁判」をきっかけに、人の命の選別する優生思想や障がい者差別について考えたいと思います。ぜひご参加ください。

日時 9月24日(日)15時30分

場所 大分市中央町 ソレイユ 7階 アイリス

- 内容・原告の声「強制不妊手術が奪ったもの」
- ・「優生保護法とはどんな法律だったのか」弁護団
 - ・リレートーク「優生保護法・優生思想をめぐって」
 - ・優生連による全国署名の呼びかけ
 - ・呼びかけ「みんなで裁判所に行きましょう！」



当日は手話通訳を行います・入場無料
オンライン参加をご希望の方は下記までご連絡ください

「旧優生保護法被害裁判を支援する会」(仮称)準備会

連絡先 だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会
大分市都町2丁目7-4 303号 在宅支援ネット気付

TEL 097-513-2313 FAX 097-529-7212 E-mail info@daremoga-oita.net

第2回口頭弁論 9月29日(金)大分地方裁判所 13時50分集合・15時傍聴・終了後報告会